中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号)

$\overline{}$
傍線の部分は改
(正部分)

第二節 特定業種退職金共済契約の締結等 (第四十一条 第五十一条	第一節 通則 (第三十九条・第四十条)	第四章 特定業種退職金共済契約	第三章 共済契約者及び被共済者 (第三十五条 第三十八条)	第六節 雑則(第三十二条 第三十四条)	条・第三十一条)	第五節(他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等(第三十		第四節(過去勤務期間の通算に関する特例(第二十七条)第二十九条	第三節 掛金 (第二十二条 第二十六条)	第二節 退職金等の支給 (第十条 第二十一条)	第一節 退職金共済契約の締結等 (第三条 第九条)	第二章 退職金共済契約	第一章 総則(第一条・第二条)	目次	改正後
第二節 特定業種退職金共済契約の締結等 (第三十条 第四十条)	第一節 通則 (第二十八条・第二十九条)	第四章 特定業種退職金共済契約	第三章 共済契約者及び被共済者 (第二十四条 第二十七条)	第六節 雑則 (第二十二条 第二十三条)	一条の五・第二十一条の六)	第五節の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等(第二十	一条の四)	第四節 過去勤務期間の通算に関する特例 (第二十一条の二 第二十	第三節 掛金 (第十八条 第二十一条)	第二節 退職金等の支給 (第十条 第十七条)	第一節 退職金共済契約の締結等 (第三条 第九条)	第二章 退職金共済契約	第一章 総則 (第一条・第二条)	目次	現

3 2 第二条 第八章 第七章 第六章 第五章 附則 第九章 (定義) 第四節 第二節 第一節 第三節 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退 (略) 第五節 第一章 (略) 罰則 雑則 独立行政法人勤労者退職金共済機構 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係(第五十四 国の補助 (第八十三条 条・第五十五条 業務等(第七十条 運営委員会 (第六十七条 役員及び職員(第六十条 特定業種の指定等に伴う経過措置(第五十二条・第五十三条 雑則 (第七十九条 総則 (第五十六条 総則 (第八十八条 (第八十四条 第九十一条 第八十七条) 第七十八条) 第八十二条) 第五十九条) 第六十九条 第六十六条) 3 第二条 2 第八章 第七章 第六章 第五章 附則 第九章 (定義) 第七節 第五節 第四節 第三節 第二節 第一節 第三節 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が勤労者退職金共済機構 (略) 第六節 第一章 (略) 雑則 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係(第四十三 国の補助 (第八十七条) 勤労者退職金共済機構 罰則 (第九十三条 条・第四十四条) 監督 (第八十三条・第八十四条) 役員及び職員 (第五十一条 雑則 (第八十五条・第八十六条) 財務及び会計(第七十一条 業務 (第六十六条 運営委員会 (第六十二条 総則(第四十五条 特定業種の指定等に伴う経過措置(第四十一条・ 総則 (第八十八条 第九十六条 第九十二条 第七十条) 第五十条) 第六十五条 第八十二条) 第六十一条 第四十二条

とを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給するこ。)に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員職金共済機構(第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という

4~7 (略)

B

第二章 退職金共済契約

第一節 退職金共済契約の締結等

第四条 (略)

おいて「短時間労働被共済者」という。)にあつては、二千円)以上三の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十七条第四項に通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される2 掛金月額は、被共済者一人につき、五千円(退職金共済契約の申込み

3 (略)

万円以下でなければならない

第二節 退職金等の支給

第十一条 (略)

第十二条(略)

、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより(以下「機構」という。)に掛金を納付することを約し、機構がその事

4~7 (略)

約以外のものをいう。

第二章 退職金共済契約

第一節

退職金共済契約の締結等

第四条 (略)

上三万円以下でなければならない。

「国において「短時間労働被共済者」という。)にあつては、二千円)以の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十一条の二第四の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十一条の二第四の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十一条の二第四の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十一条の二第四の定める時間数未満である者に該当する被共済者(第二十一条の二第四の定める時間が、当該共済契約の申込みと、五千円(退職金共済契約の申込み

3 (略)

第二節 退職金等の支給

第十条の二 (略)

第十条の三 (略)

第十三条 (略)

第十五条 第十四条 (略) (略)

第十六条 (略)

(解約手当金等

2 . 3 (略)

生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。 その掛金につき第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられ た退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又は 厚

略

(掛金納付月数の通算)

第十八条 職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。 この場合に 働大臣が認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 るやむを得ない事情に基づくものを除く。) によるものでないと厚生労 被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定め き、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該 結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であると 条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除 に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一 中小企業者に雇用されて被共済者 (当該請求をしたとした場合にその者)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び 退職前に締 前後の退

> 第十条の四 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(解約手当金等

2 . (略)

4 厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。 れた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、 その掛金につき第十八条の二第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜら 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又は

第十三条の二 (略)

(掛金納付月数の通算) 被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び

第十四条 当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合 (厚生労働省令で 中小企業者に雇用されて被共済者 (当該請求をしたとした場合にその者 の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場 生労働大臣が認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚 るとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であ を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、 条の六第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者 に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一 退職前 前後

2 2 第二十六条 第二十五条 第二十四条 第二十三条 第二十二条 第二十一条 第二十条 第十九条 ては、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十二条 金の納付があつたものとみなす。 十五条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛 十条第二項 (第十六条第三項において準用する場合を含む。) 及び第五 が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第 ಶ್ಶ おいて、 (納付期限の延長 (加入促進等のための掛金負担軽減措置) 前項の規定に基づき掛金の減額が講ぜられる月について、共済契約者 (略) 項の納付期限を延長することができる。 第三節 退職金等の額の算定に関し必要な事項は、 (略) (略) 機構は、 略 (略) (略) (略) 略 掛金 常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者につい 厚生労働省令で定め 第十九条 2 第二十一条 第二十条 2 第十八条の二 第十八条 第十七条 第十六条 第十五条 定める。 ては、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第十八条第 金の納付があつたものとみなす。 十四条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛 十条第二項 (第十三条第三項において準用する場合を含む。) 及び第四 が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、 合において、 (納付期限の延長) (加入促進等のための掛金負担軽減措置) 項の納付期限を延長することができる。 前項の規定に基づき掛金の減額が講ぜられる月について、共済契約者 (略) 第三節 (略 (略) (略 (略 (略) (略 機構は、 (略) 退職金等の額の算定に関し必要な事項は、 掛金 常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者につい 厚生労働省令で 第

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

(過去勤務期間の通算の申出等)

2 (略) 第二十七条 (略)

(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならない規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

第二十二条第一項」とあるのは、「第二十八条第一項」と読み替えるも勤務掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「4 第二十二条第二項及び第二十四条から第二十六条までの規定は、過去

のとする。

(退職金等の特例)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

| 第十六条第三項の規定は、適用しない。

第四節 過去勤務期間の通算に関する特例

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の申出は、第二十一条の四第一項第一号の規定による退職金の

月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければなら額の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金

ない。

4・5 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十一条の三 (略)

2・3 (略)

| 4 第十八条第二項及び第十九条から第二十一条までの規定は、過去勤務

掛金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「第十

八条第一項」とあるのは、「第二十一条の三第一項」と読み替えるもの

とする。

(退職金等の特例)

第二十一条の四 (略)

2 (略)

3 (略)

| 第十三条第三項の規定は、適用しない。

그 그 티 다 그 그	그 그 기술 그
二(略)の規定は、一の規定は、	二(略) 第十三条第三項の規定は、
第三十一条 (略)	第二十一条の六 (略)
第六節 雑則	第六節 雑則
第三十三条 (略)	第二十二条の二 (略)
第三十六条(略)第三十五条(略)第三章 共済契約者及び被共済者	第二十五条 (略)第二十四条 (略)第三十四条 (略)

2 第四十一条 第四十条 第三十九条 第三十八条 第三十七条 九条に規定する者は、当該特定業種退職金共済契約の効力が生ずる時(共済者とならないものとされた者を除き、共済契約者が雇用する第三十 ならない とその他の事情を考慮し、 業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあるこ おいて当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定 より当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務が行われた場合に (締結等) (特定業種の指定) 特定業種退職金共済契約が締結されたときは、第四項の規定により被 第四章 第一節 第一節 厚生労働大臣は、 (略 (略) (略) (略) 特定業種退職金共済契約 通則 特定業種退職金共済契約の締結等 特定業種の指定をするに当たつては、機構に かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければ 2 第三十条 第二十九条 第二十八条 第二十七条 第二十六条 らない。 八条に規定する者は、当該特定業種退職金共済契約の効力が生ずる時 (共済者とならないものとされた者を除き、共済契約者が雇用する第二十 その他の事情を考慮し、 種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあること いて当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業 により当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務が行われた場合にお (締結等) (特定業種の指定) 特定業種退職金共済契約が締結されたときは、第四項の規定により被 第四章 第一節 第二節 (略) 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構 (略) (略) (略) 特定業種退職金共済契約 通則 特定業種退職金共済契約の締結等 かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければな

該特定業種退職金共済契約の被共済者となる。雇用された者については、その者が雇用された時)において、すべて当当該特定業種退職金共済契約の効力が生じた後当該共済契約者に新たに

- 3 (略)
- 定業種退職金共済契約の被共済者とならないものとすることができる。、所定労働時間が特に短い者その他の厚生労働省令で定める者が当該特済契約については、同条第六項の規定による募集に応ずるに当たつて)条第七項の規定によつて締結されたものとみなされる特定業種退職金共済契約の締結に当たつて(第七十三4 中小企業者は、特定業種退職金共済契約の締結に当たつて(第七十三

5~7 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条

(略

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第四十五条 (略)

定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす第一項若しくは第五十五条第四項の規定により繰り入れるべき金額の算共済者について、第四十三条第一項の規定による月数への換算又は次条2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被2

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に第四十六条(機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共

該特定業種退職金共済契約の被共済者となる。雇用された者については、その者が雇用された時)において、すべて当当該特定業種退職金共済契約の効力が生じた後当該共済契約者に新たに

3 (略)

業種退職金共済契約の被共済者とならないものとすることができる。所定労働時間が特に短い者その他の厚生労働省令で定める者が当該特定契約については、同条第六項の規定による募集に応ずるに当たつて)、第八項の規定によつて締結されたものとみなされる特定業種退職金共済4 中小企業者は、特定業種退職金共済契約の締結に当たつて(第七十条

5~7 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第三十四条 (略)

。 定をするときは、当該日については、掛金の納付があつたものとみなす第一項若しくは第四十四条第四項の規定により繰り入れるべき金額の算共済者について、第三十二条第一項の規定による月数への換算又は次条2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置が講ぜられた日のある被2

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に第三十五条(機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共)

定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

--- (略)

3 (略)

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

(従業員に対する告知等)

第四十九条 (略)

業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。 業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

·二 (略)

退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。
 は、十二月)以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる好に乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二す。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二は、十二月)以上となる者に関して前項の繰入れがあつたものとみなら、 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に

3 (略)

第三十七条 (略)

(従業員に対する告知等)

第三十八条 (略)

第五十条 (略)

(準用)

第五十一条 四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、 み替えるものとする。 条 第三十四条、 特定業種退職金共済契約について準用する。 第十四条、 第五条、 第三十五条第三項、 第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条 第七条第一項、 第三十六条及び第三十八条の規定は 第八条第四項、 「第四十三条第四項」と読 この場合において、 第十条第五項、 第 十

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置

でなくなつたときも、同様とする。
「でなくなつたときも、同様とする。
「でなくなつたときも、同様とする。
「でなくなつたときは、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各名を表示して、まず出、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各の事業主は、共済契約者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を、各

第三十九条 (略)

(準用)

第四十条 <u>_</u> Ιţ 読み替えるものとする。 十一条第 二、第二十三条、 特定業種退職金共済契約について準用する。 第十一条、 第五条、 一項中「 第十条第一項」とあるのは、 第二十四条第三項、 第十二条、 第七条第一項、 第十五条から第十七条まで、 第八条第四項 第二十五条及び第二十七条の規定 「第三十二条第四項」と この場合において、 第十条第五項、 第二十二条の 第十条

第三節 特定業種の指定等に伴う経過措置

(被共済者に関する経過措置)

第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際、当該業務の正常な運営第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種にを選えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第五十三条 業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付 退職金共済契約を締結し、 る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、 種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係 規定による募集に応じ、 る当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の 令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加してい 立ての事業 (以下この条において「積立事業」という。) で厚生労働省 事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積 る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際現に当該特定業種に属する したときは、 当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係 その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る 同条第八項の規定によつて機構との間に特定業 当該従業員が被共済者となつた場合において 機構との間に特定業種

(被共済者に関する経過措置)

第四十一条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図第三十条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図まれて、厚生労働大臣の認可を受けたときは、当該業種に係る第六十六条第一号の業務の開始の日から五年を超えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第四十二条 約を締結し、 その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金 られている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは 業者が、当該期間内に、 の業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契 金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号 よる募集に応じ、 該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十条第六項の規定に 定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当 の事業 (以下この条において「積立事業」という。) で厚生労働省令で を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立て る第六十六条第一号の業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係 当該従業員が被共済者となつた場合において、 同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職 当該被共済者について当該積立事業に積み立て 当該中小企

ていた期間の月数 (その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二 すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加し 特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算

月

を超えることができない

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係

第五十四条 (略

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければ 業務に係る勘定から、 七十四条第 し書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額 職金の額が減額して支給されるべきときを除く。) 又は同条第一項ただ 過去勤務掛金の総額がこれを超える場合(第十条第五項の規定により退 の者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び 約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にそ 済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契 のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、 機構は、 一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済 第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共 同項の規定により設けられている特定業種退職金 第

ならない

納付月数に通算するものとする。この場合において、 月数 (その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月) を超える 当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の 通算すべき月数は

2 す る。 第八十六条第 一項の規定は、 前項の厚生労働省令の制定について準用

第五章 退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係

第四十三条 (略)

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第四十四条 ならない。 共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければ 業務に係る勘定から、 七十五条第 し書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額 職金の額が減額して支給されるべきときを除く。) 又は同条第一項ただ 過去勤務掛金の総額がこれを超える場合 (第十条第五項の規定により退 の者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び 約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にそ 済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契 のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、 機構は、 一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済 第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共 同項の規定により設けられている特定業種退職金 第

ことができない

- 13 -

回を除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。 の者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出 の者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出 があつた場合において、その退職が当該被共済者(当該請求をしたとした は、いで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした のを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。 のを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。

二 (略)

し書の規定は、適用しない。 し書の規定は、適用しない。 し書の規定は、適用しない。 十二月)以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特四月(その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月)以上となる者に関して前項の繰入れがあつたものとみなす。この場種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場と 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業

3 (略)

規定により、同号八に該当したものとみなされる場合を含む。)」と読四十三条第一項第二号八に該当したものとみなした場合(同条第三項の共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被

こ、各) によるものでないと厚生労働大臣が認めたとき。 りないで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした しないで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした でおいまによりによりに関連に対して、その者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨のをその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨のをその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨のをその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する目のをその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する目のをその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する目のをその者に係る特定業種財金納付月数に通算することを希望する目のでないと厚生労働大臣が認めたとき。 しないで特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求している。

(略)

2

3 (略)

規定により、同号八に該当したものとみなされる場合を含む。)」と読三十二条第一項第二号八に該当したものとみなした場合(同条第三項の共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被

第五十八条(略)(機構の目的)			金共済機構とする。	二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人勤労者退職。 以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される通則法第	第五十七条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号	(名称)	囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。	第五十六条(独立行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範)	(この章の目的)	第一節 総則	第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構	み替えるものとする。
第四十六条 機構は、法人とする。 (法人格) (目的) (目的)	第一節総則	第六章 勤労者退職金共済機構										み替えるものとする。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなけれい。	
17	
	行つてはならない。
	事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を
	3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理
	、理事が置かれていないときは、監事とする。
	2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし
	構の業務を掌理する。
	第六十一条(理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機
	(理事の職務及び権限等)
	2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。
	°
	第六十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く
	(役員)
	第二節(役員及び職員)
くことができる。	
2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置	
第四十七条 (略)	第五十九条 (略)
(事務所)	(事務所)

ば、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

| 第四十九条 機構でない者は、勤労者退職金共済機構という名称を用いて

はならない。

(民法の準用)

第五十条 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四十四条及び第五十条

の規定は、機構について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

2 機構に、役員として、前項の監事のほか、非常勤の監事三人以内を置

(役員の職務及び権限)

くことができる。

第五十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を

補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代

理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

> 4 監事は、 機構の業務を監査する。

5 監事は、 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、 理事長又

役員の任命)

第五十三条 理事長及び監事は、 厚生労働大臣が任命する。

副理事長及び理事は、 厚生労働大臣の認可を受けて、 理事長が任命す

ಠ್ಠ

(役員の任期)

第五十四条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期

は二年とする。 ただし、補欠の役員の任期は、 前任者の残任期間とする

2 役員は、 再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第五十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。

は 役

(役員の解任)

員となることができない。

第五十六条 厚生労働大臣又は理事長は、 それぞれその任命に係る役員が

前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたとき

は、その役員を解任しなければならない。

2 厚生労働大臣又は理事長は、 それぞれその任命に係る役員が次の各号

役員を解任することができる。 の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その

心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(理事長及び理事の義務)

書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければ法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法第六十三条(理事長及び理事は、業務上の余裕金の運用の業務について、

(理事長及び理事の禁止行為)

ならない。

第六十四条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る

目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一・二 (略)

一 職務上の義務違反があるとき。

| ときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。| 3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとする

(役員の兼職禁止)

第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利

事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたとき

は、この限りでない。

(理事長、副理事長及び理事の義務)

第五十七条の二 理事長、副理事長及び理事は、業務上の余裕金の運用の

定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が

遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

| 第五十七条の三 理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三

者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一・二 (略)

(代表権の制限)

| 第五十八条 | 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項について

は、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が

機構を代表する。

(代理人の選任)

| 第五十九条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機

構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権

3 (略) 特に重要な事項	3 (略)
五(前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し	
	いう。)
四の重要な財産の処分又は重大な義務の負担	四 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画 (以下「年度計画」と
三の事業年度の事業計画並びに予算及び決算	三 通則法第三十条第一項に規定する中期計画
一·二 (略)	(略)
2 (略)	2 (略)
第六十二条 (略)	第六十七条 (略)
(運営委員会の設置及び権限)	(運営委員会の設置及び権限)
第二篇 追告考算公	
	す。
の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな
第六十一条 役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他	第六十六条 機構の役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律第四十五号)
(役員及び職員の公務員たる性質)	(役員及び職員の地位)
	してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
	第六十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏ら
	(役員及び職員の秘密保持義務)
第六十条 機構の職員は、理事長が任命する。	
(職員の任命)	
限を有する代理人を選任することができる。	

(運営委員会の組織)

第六十八条 運営委員会は、運営委員二十人以内をもつて組織する。

(運営委員)

第六十九条 (略)

2 (略)

条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生定は、運営委員について準用する。この場合において、通則法第二十三3 第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規

労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(運営委員会の組織)

第六十三条 運営委員会は、運営委員二十人以内及び理事長が指名する理

事一人をもつて組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。

委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3

る場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。4 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故があ

(運営委員)

第六十四条 (略)

2 (略)

委員について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「厚生3 第五十四条第二項、第五十六条第二項及び第六十一条の規定は、運営

労働大臣又は理事長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、

(運営委員会の議事)

と読み替えるものとする。

ることができない。 事長が指名した理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をす長の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理例の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理

きは、委員長が決する。 2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。 可否同数のと

第四節 業務

第四節

業務等

2 第七十一条 第七十条 =_ <u>:</u> (特定業種退職金共済規程) (業務の範囲) (略) (略) (略) (略) 機構は、 (略) 第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。 第六十六条 2 第六十七条 五 兀 (特定業種退職金共済規程) (業務の範囲) (業務方法書) 項 (略) (略) 特定業種退職金共済契約に係る退職金に関する事項 (略) (略) 機構は、 (略)

第四十五条の目的を達成するため、 次の業務を行う

特定業種退職金共済業務及びその執行に関する重要事項

特定業種退職金共済契約に係る共済契約者及び被共済者に関する事

第六十八条 機構は、 業務の開始の際、 業務方法書を作成し、 厚生労働

大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 (業務の委託) 前項の業務方法書に記載すべき事項は、 厚生労働省令で定める。

に掲げる業務の 一部を委託することができる。

第六十九条

機構は、

厚生労働大臣の認可を受けて、

金融機関に対し、

次

退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務

退職金共済契約に係る掛金及び過去勤務掛金の収納及び返還に関す

2 (略)	2 (略)
準備委員会を置く。	構に、準備委員会を置く。
係る第六十六条第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、	に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始に必要な準備を行うため、機
第七十条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に	第七十三条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種
(特定業種の指定に伴う措置)	(特定業種の指定に伴う措置)
	る委託を受け、当該業務を行うことができる。
	2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定によ
	の一部を委託することができる。
	び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。)
	場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及
	業主の団体に対し、第七十条に規定する業務 (事業主の団体に委託する
	第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事
	(業務の委託)
による委託を受けて、当該業務を行うことができる。	
3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定	
ることができる。	
の業務(前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)の一部を委託す	
中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他そ	
2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体	
済証紙の受払いに関する業務	
四(特定業種退職金共済契約に係る掛金の収納及び返還並びに退職金共	
三(特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務)	
る業務	

4 3 第六十六条第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変 準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。 委員及び同条第 会について準用する。この場合において、第六十三条第二項及び第四項 第六十三条第二項から第四項まで及び第六十五条の規定は 機構は、 運営委員」とあるのは「準備委員」と、 準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る 一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「 第六十五条第一 項中「運営 準備委員

5 更を行い、 機構は、 準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る 第六十七条第二項の認可を受けなければならない

ければならない。の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けなの事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けな第六十六条第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度

第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。 に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条る事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属す

されたものとみなす。あつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結めつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結第六項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可が

8

- 一号に掲げる業務の開始の認可を申請しなければならない。 に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十条第る事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数6 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属す

集しなければならない。

る事業を営む中小企業者のうちから、共済契約者となろうとする者を募

項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出たときは、

当該特定業種に属す

されたものとみなす。あつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結り、第五項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可が

됬	8
発第一号こ掲げる 業務を開始する日 こ	8 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第七十 9 前項の特定業種退職
号こ曷げる業务を開始する日こその効力を主ずるものとする。	機構か当該特定業種に係る第七十
<u> </u>	9
へ条第一号の業务を語	前項の特定業種退

100 六条第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第七十一条 機構の事業年度は、 毎年四月一日に始まり、 翌年三月三十一

日に終わる。

(事業計画等の認可)

第七十二条 年度の開始前に、 機構は、毎事業年度、 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 事業計画及び予算を作成し、当該事業 これを

変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第七十三条 機構は、 毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完

(財務諸表等)

結しなければならない。

第七十四条 機構は、 毎事業年度、 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、 決算完結後

2 機構は、 これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算 前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは

報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しな

ければならない。

(区分経理)

第七十四条 (略)

の以外のものをいう。) 及びこれに附帯する業務 一一般の中小企業退職金共済業務 (機構の業務のうち次号に掲げるも

一特定業種退職金共済業務及びこれに附帯する業務

の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。 定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一2 機構は、第四十六条第一項又は第五十五条第一項若しくは第四項の規 2

(積立金の処分)

第七十五条 計画 条に規定する業務の財源に充てることができる。 もの)の定めるところにより、 の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第 る金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行 の期間 (以下この項において「中期目標の期間」という。) の最後の事 つた後、 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 機構は、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標 当該次の中期目標の期間における第七十 一項の認可を受けた中期 当該中期目標の期間 その額に相当す その変更後の

、一般の閲覧に供しなければならない。
び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間が監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間が立、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、

3

機構は、

第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、

遅

(区分経理)

第七十五条 (略)

一 特定業種退職金共済業務

の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一機構は、第三十五条第一項又は第四十四条第一項若しくは第四項の規

らない。	かじめ、厚生労働大田
	かじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければな厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あら

| に関し必要な事項は、政令で定める。 | 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分

(利益及び損失の処理)

、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その第七十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは

残余の額は、

積立金として整理しなければならない。

額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の

第七十七条 (略)

(略)

(余裕金の運用の特例)

第七十七条

機構は、

業務上の余裕金を運用するに当たつては、

次に掲げ

第七十六条

| 国債、地方債、政府保証債 (その元本の償還及び利息の支払についる方法以外の方法によつてはならない。

て政府が保証する債券をいう。) その他厚生労働大臣の指定する有価

証券の取得

| 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

大臣の指定するものに限る。)

大臣の指定するものの締結によるものを除く。)については、厚生労働い令で定めるものの締結によるものを除く。)については、厚生労働いるで定めるものの締結によるものを除く。)については、厚生労働いるで定めるものの締結によるものを除く。)については、厚生労働いるで定めるものの締結によるものを除く。)については、厚生労働いるで定めるものの締結によるものを除く。)については、厚生労働いるで定めるものに限る。)

四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得

それぞれ保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込みの規定により適用する場合を含む。)に掲げる事由に該当することをにあつては被保険者が第四十三条第一項各号(同条第二項及び第三項の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用五 被共済者を被保険者とする生命保険(特定業種余裕金以外の業務上

ハ 財政融資資金への預託

ない。

| (、) は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならすることとなる信託財産(金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除することとなる信託財産(金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属

進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。 範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増3 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない

機構については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

4

(借入金の制限)

| 項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、厚|| 第七十八条 | 機構は、借入金をしてはならない。ただし、第六十六条第一

(余裕金の運用)

生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

規定するもののほか、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、第四項に

働大臣。第三号において同じ。)の指定する金融機関への預金裕金(以下「特定業種余裕金」という。)の運用にあつては、厚生労けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の余――――――――――

信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への信託

三)厚生労働大臣及び経済産業大臣の指定する有価証券の取得

四 不動産の取得

それぞれ保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込みの規定により適用する場合を含む。)に掲げる事由に該当することをにあつては被保険者が第三十二条第一項各号(同条第二項及び第三項の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用

る契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。第三項に規定する者をいう。)との投資一任契約(同条第四項に規定す資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条2 機構は、運用方法を特定する信託(投資顧問業者(有価証券に係る投

第五節 雑則

(余裕金の運用に関する基本方針等)

2 (略)

第七十八条

(略

| め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。|)又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじ

3 機構は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金

4 第一項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰額を財政融資資金に預託して運用しなければならない。

除く。)は、直ちに、同項第二号に掲げる方法により運用しなければな属することとなる信託財産(金銭及び同項第三号に規定する有価証券を

らない。

進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。 範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない

第七十九条の二 (略)

(余裕金の運用に関する基本方針等)

2 (略)

○ 機構は、前条第一項第二号(前条第二項に規定する運用方法を特定する機構は、前条第一項第二号(前条第二項に規定する運用方法を特定する

(財務大臣との協議)

よる指定をしようとするとき。 第二条第四項又は第七十七条第一項第一号から第四号までの規定に

三 第七十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。第八十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第八十一条(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は

機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一第八十二条(機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三

事項は、

政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第八十条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、

又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければ

ならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。の基準を定めようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければな第八十一条(機構は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給

(厚生労働省令への委任)

機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。第八十二条。この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、

第六節 監督

(監督)

第八十三条 機構は、厚生労働大臣が監督する。

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは

機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる

0

(報告及び検査)

るときは、

| 第八十四条 | 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認め

の職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ

機構に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、

又はそ

の他の必要な物件を検査させることができる。

明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証

| ものと解してはならない。| 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

第七節 雑則

(解散)

j

第八十五条 機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第八十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しな

ければならない。

規定による認可をしようとするとき。 第六十七条第二項、 第六十八条第一項、 第七十二条又は第八十条の

第六十八条第二項、 第八十条又は第八十二条の規定により厚生労働

省令を定めようとするとき。

第七十四条第一項、第七十八条ただし書、第七十九条第二項又は第

兀 八十一条の規定による承認をしようとするとき。 第二条第四項又は第七十九条第一項第一号若しくは第三号の規定に

生労働大臣及び経済産業大臣が指定をする場合を除く。 よる指定をしようとするとき (同項第一号又は第三号の規定により厚

2 ばならない。 職金共済業務に関する事項に限られるものとする。 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、経済産業大臣に協議しなけれ)及び第四号の場合にあつては、その協議は、 ただし、 第三号の場合 (予算の認可をしようとするときに 般の中小企業退

第六十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

第六十九条第二項の規定による認可 (一般の中小企業退職金共済業

第七十二条の規定による認可をしようとするとき。

務に係るものに限る。)をしようとするとき。

第八十二条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

五 るとき。 第七十九条第一項第一号又は第三号の規定による指定をしようとす

3 臣に協議しなければならない。 厚生労働大臣は、)をしようとするときは、当該特定業種に属する事業を所管する大 第七十二条の規定による認可 (事業計画の認可に限 ただし、 その協議は、 当該特定業種に係

(国の補助)

び第四十五条第一項の規定に基づく措置に要する費用を補助することが第八十三条(国は、毎年度、予算の範囲内において、第二十三条第一項及)

できる

第八十四条 (略)

第八十五条 (略)

(船員に関する特例)

第八十六条 (略)

定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長(海運定により読み替えて適用する第十八条及び第五十五条第一項第一号に規3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第五項並びに前項の規

第八十七条 (略)

監理部長を含む。) が行う。

る特定業種退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければ4 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第七十九条第一項第一号又は第三

ならない。

(国の補助)

第八十七条(国は、毎年度、予算の範囲内において、第十八条の二第一項)

及び第三十四条第一項の規定に基づく措置に要する費用を補助すること

ができる。

第八十八条 削除

第八十九条 (略)

第九十条 (略)

ブー系(田)

(船員に関する特例)

第九十一条 (略)

あるのは「国土交通省令で定めるやむを得ない事情」とする。 は「国土交通大臣」と、「厚生労働省令で定めるやむを得ない事情」と る被共済者であつたときは、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるの 済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員であ 第十四条及び第四十四条第一項第一号に規定する場合において、被共

監理部長を含む。)が行う。 定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長 (海運定により読み替えて適用する第十四条及び第四十四条第一項第一号に規3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第五項並びに前項の規

第九十二条 (略)

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第八十八条 第六十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下

処する。 第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

。) 、第四十八条第二項又は第四十九条の規定に違反した者合を含む。) 、第三十五条 (第五十一条において準用する場合を含む

二 第三十七条又は第五十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の

る。
、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科す、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して、前条の違反行為をしたときは第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従用出をした者

た機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

ならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければ

第七十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

処する。

合を含む。)、第二十四条(第四十条において準用する場合を含む。| 第七条第二項(第八条第五項及び第九条第四項において準用する場

、 第三十七条第二項又は第三十八条の規定に違反した者

第二十六条又は第三十九条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

は、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたとき第九十四条(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

する。

。) は、二十万円以下の過料に処する。第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含むた機構の役員又は職員(第六号に該当する場合にあつては、第六十九条第九十五条。次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

又は承認を受けなかつたとき。
大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可一 この法律の規定により厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業

			三 第七十七条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき
る。	。― し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、 第八十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を	。 五 第八十三条第二項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき用したとき。	四(第七十九条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運三)第六十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 労働保険審査官及び労働保険審査会法 (昭和三十一年法律第百二十六号)

定による審査の事務を取り扱う。	業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第八十四条第一項の規	2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企	第二十五条 (略)	(設置)	改正後
定による審査の事務を取り扱う。	業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第八十九条第一項の規	2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企	第二十五条 (略)	(設置)	現

(傍線の部分は改正部分)

_
$\overline{}$
傍線
の
흸
分
は
改
正
部
分
\smile

改 正 後	現行
(掛金の納付)	(掛金の納付)
第五十六条 (略)	第五十六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第	3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第
百六十号)第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金	百六十号)第十三条の二第一項の規定に基づき、勤労者退職金共済機構
共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受け	から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは
たときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が	、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した
拠出した掛金とみなす。	掛金とみなす。
附則	附則
第二十八条の中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者(第二十八条の中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者(
以下この条において単に「中小企業者」という。)であって、新法人税	以下この条において単に「中小企業者」という。)であって、新法人税
法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているもの	法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているもの
が、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共	が、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共
済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契	済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契
約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。) を締結した	約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。) を締結した
場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者	場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機
退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当	構 (以下この条において「機構」という。) との間で、当該適格退職年
該適格退職年金契約の被共済者となった者について、当該適格退職年金	金契約の被共済者となった者について、当該適格退職年金契約に係る被

、百二十月)を超えることができない。 東約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価契約に係る被共済者方額(当該適格退職年金契約の金額で、政令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める金額を機構に引き渡りことの連盟を対する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによって当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定めるところによって当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定めるところによって当該金額(次項において「引渡金額」という。)の範囲内の被共済者となったものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金契約に係るに指当する金額額、保険料積立金額(次項において「引渡金額」という。)の範囲内の金額で定めるところにより、政令で定めるとさいできない。 「日二十月」を超えることができない。

| 項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。 | 共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十七条第2 | 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被

2

を超えることができない。 ところによって当該 は、当該機構との契約で定めるところによって当該 を超れるところにより算定した額をいう。)の範囲内の金額で、政 会において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者と なったものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受益者等であっ た期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月) を超えることができない。 ところによりう。)の範囲内の金額で、政 なったものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受益者等であっ た期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月) を超えることができない。